

令和5年7月5日

郡市区等医師会 様

大阪府医師会
(公印省略)

【日医発出】令和5年6月29日からの大雨による災害の被災者に係る妊婦健康診査等の
各種母子保健サービスの取扱い等について

日頃は本会事業にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび日本医師会を通じてこども家庭庁から標記の件につきまして通知が参りました。

その中で、妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等については、被災した妊婦に対し、「①受診券を持っていない場合は、避難先自治体の健康診査として、受診券を交付いただくよう、国から避難先自治体に対し特段の配慮を依頼しているため、妊婦に対し、避難先自治体の母子保健担当窓口にご相談するよう案内すること（災害救助法の適用を受けていない自治体の妊婦は除く）」「②避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持って避難してきた妊婦が、避難先自治体の医療機関に前居住地自治体の妊婦健康診査受診券を提出して妊婦健診を受診した場合は、通常どおり、妊婦の住所地以外の病院、診療所、助産所での妊婦健康診査として取り扱うこととなり、受診券発行元である前居住地被災地自治体における対応となるため、償還払い等の対応となること」を示しております。

また、児童福祉法による助産の実施については児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条において、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とすることが可能です。

なお、現在における最新の災害救助法適用地域につきましては、内閣府のホームページよりご確認ください。

(該当ページURL : http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(事務局：地域医療1課 湯口)

TEL：06-6763-7012 FAX：06-6766-2875

E-MAIL：k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp